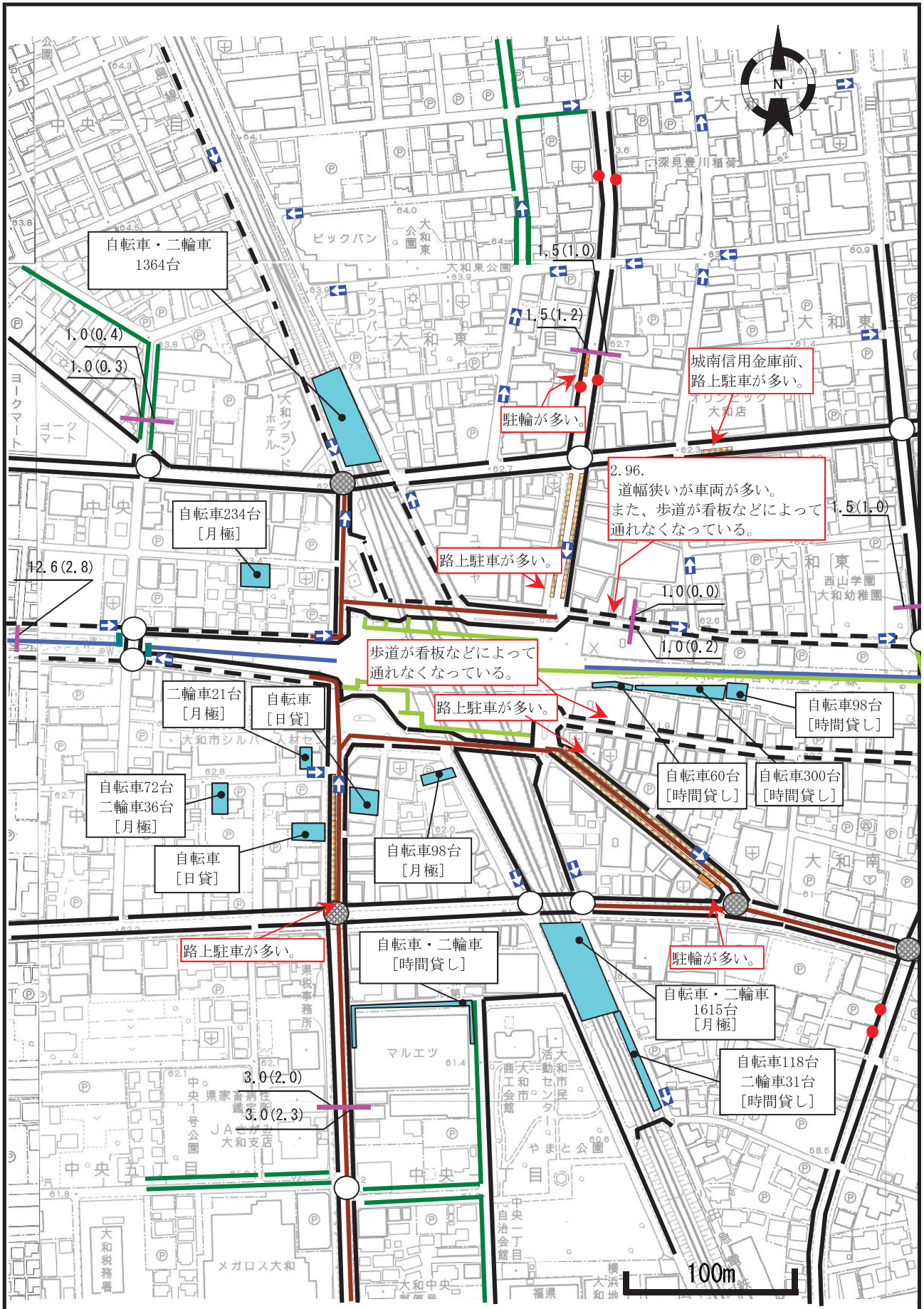


調査年月日：平成24年1月13日（金）

調査地点：No.4 鶴間駅

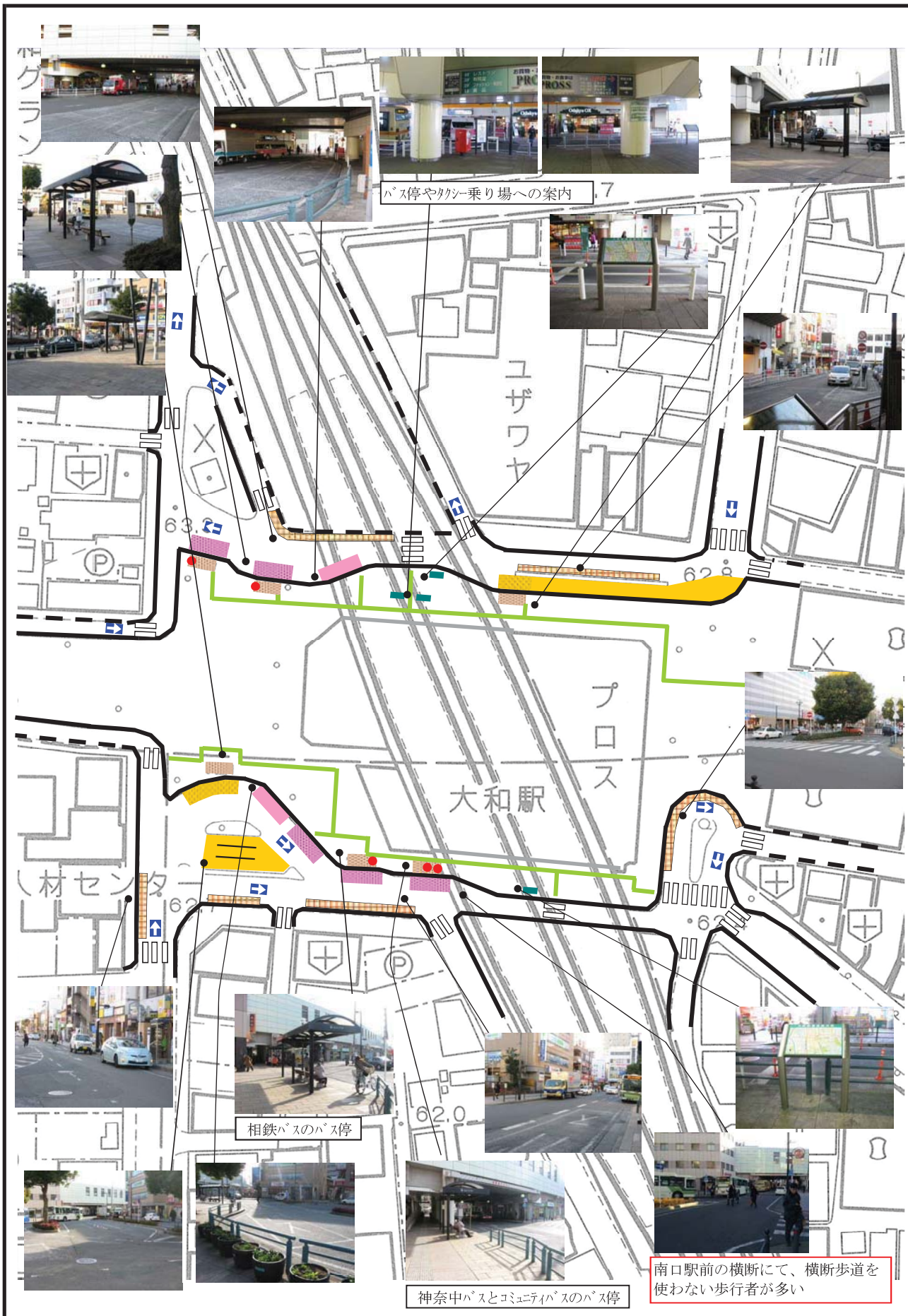
状況図



調査年月日：平成24年1月5日(木)

調査地点：No.5 大和駅

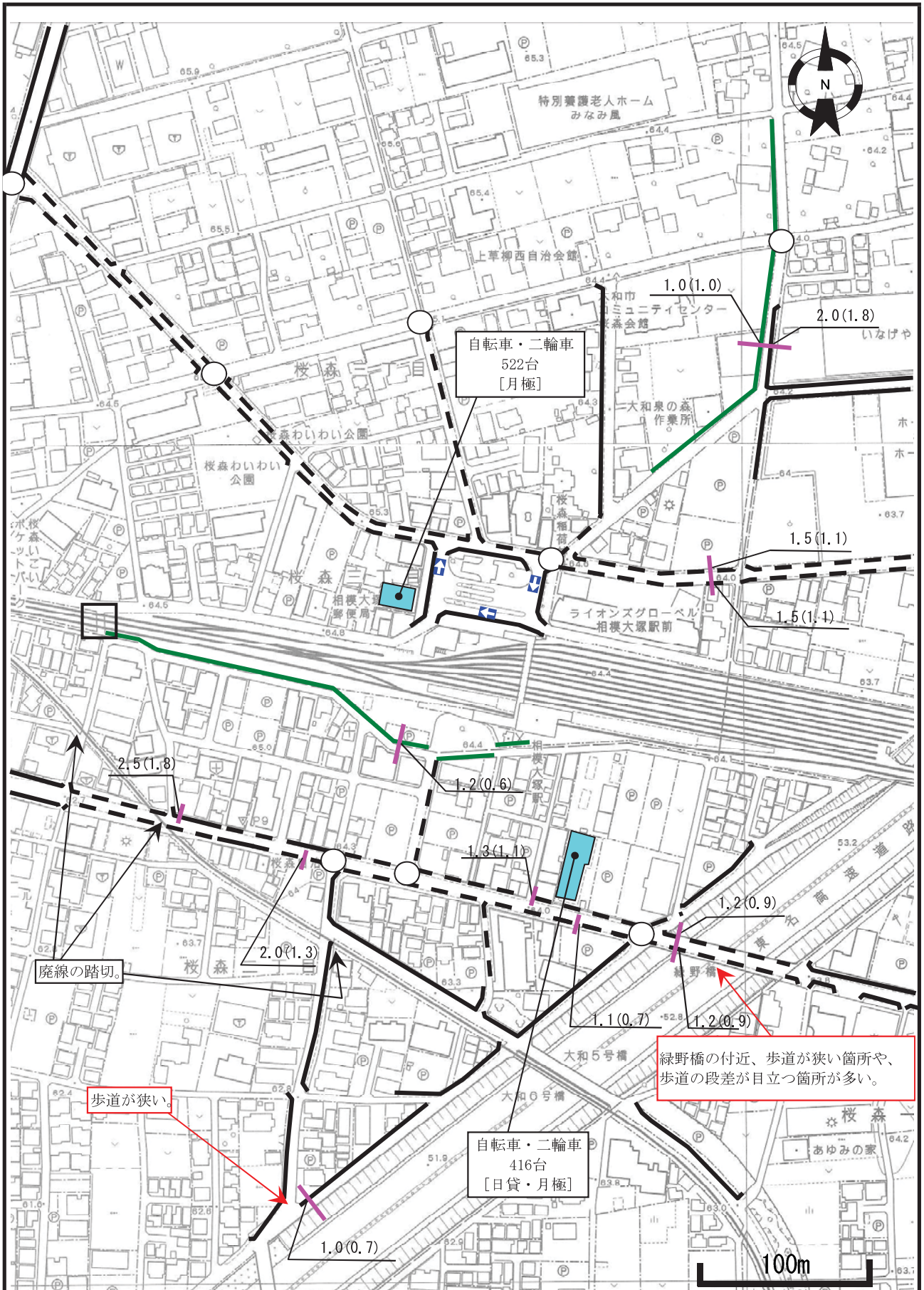
状況図



調査年月日：平成24年1月5日（木）

調査地点：No.5 大和駅

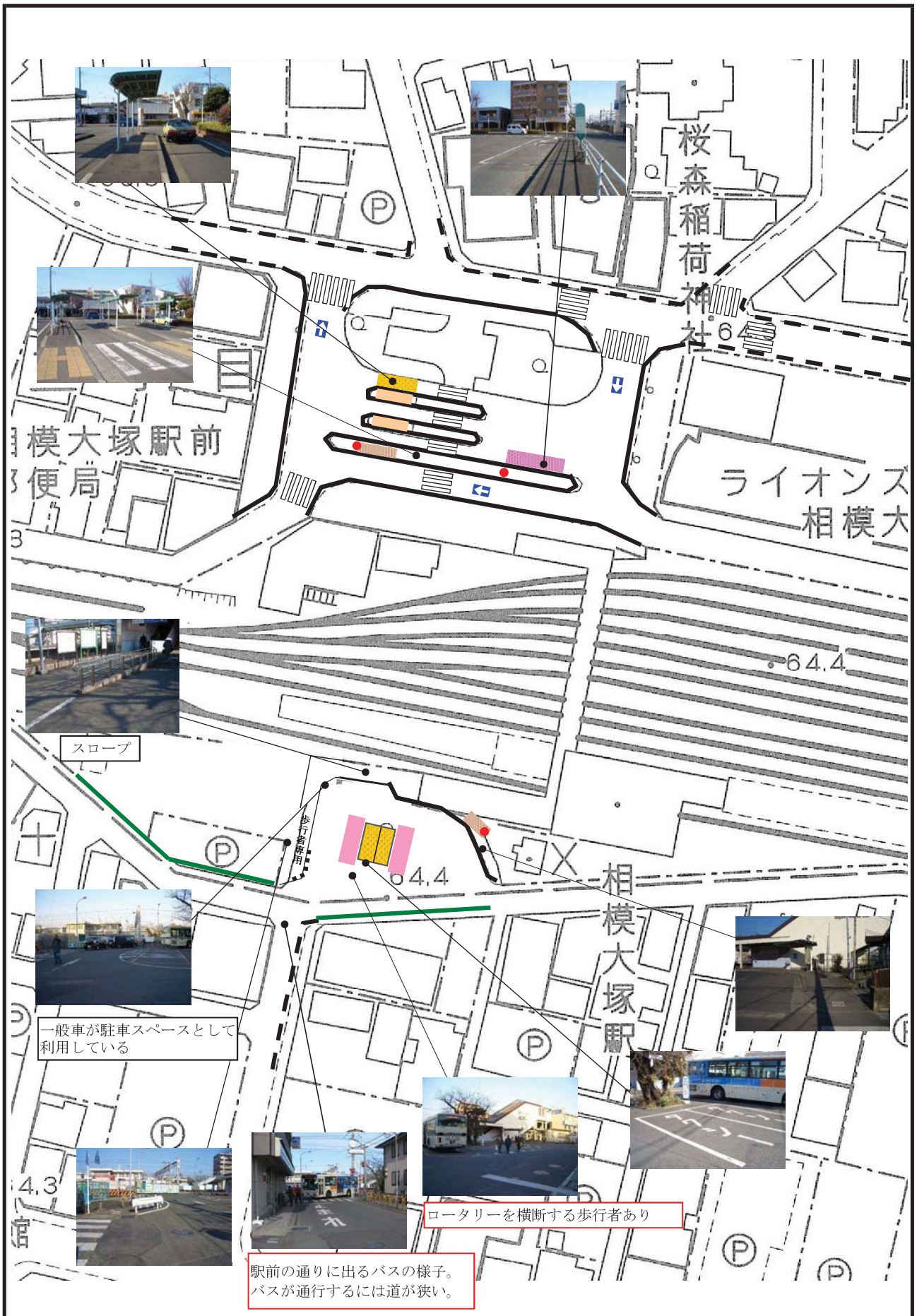
駅ロータリー状況図



調査年月日：平成24年1月17日（火）

調査地点：No.6 相模大塚駅

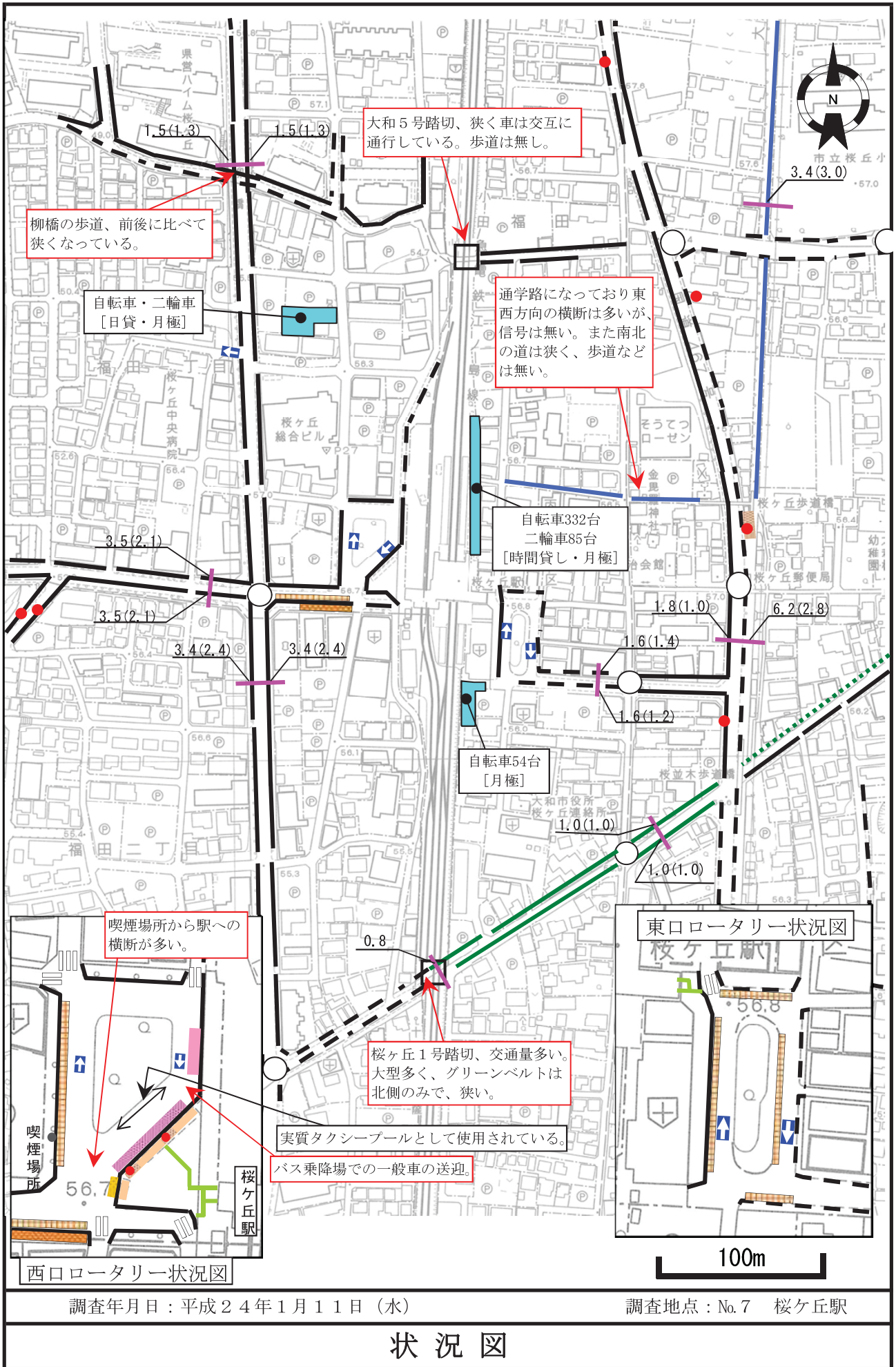
状況図



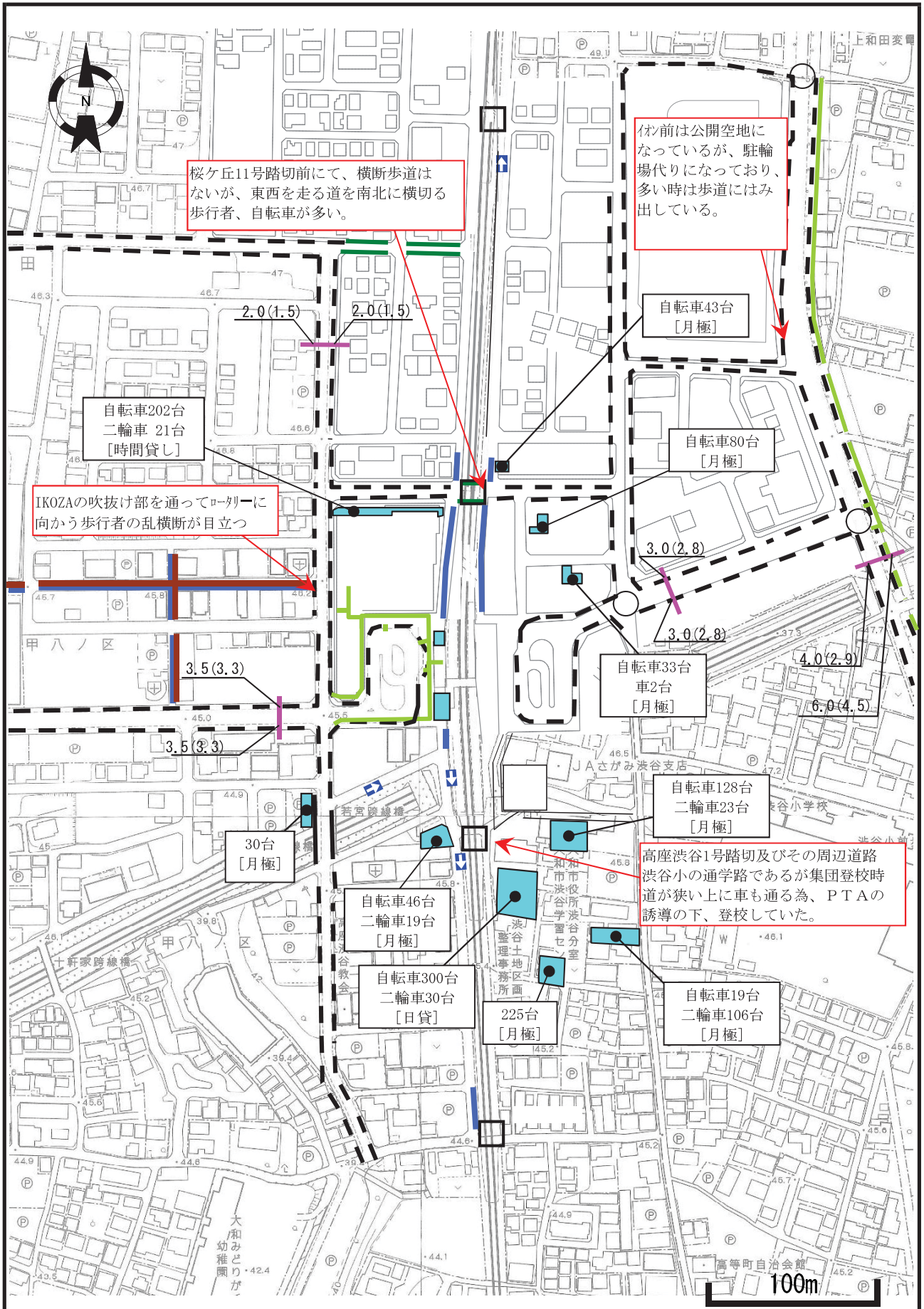
調査年月日：平成24年1月17日（火）

調査地点：No.6 相模大塚駅

駅ロータリー状況図



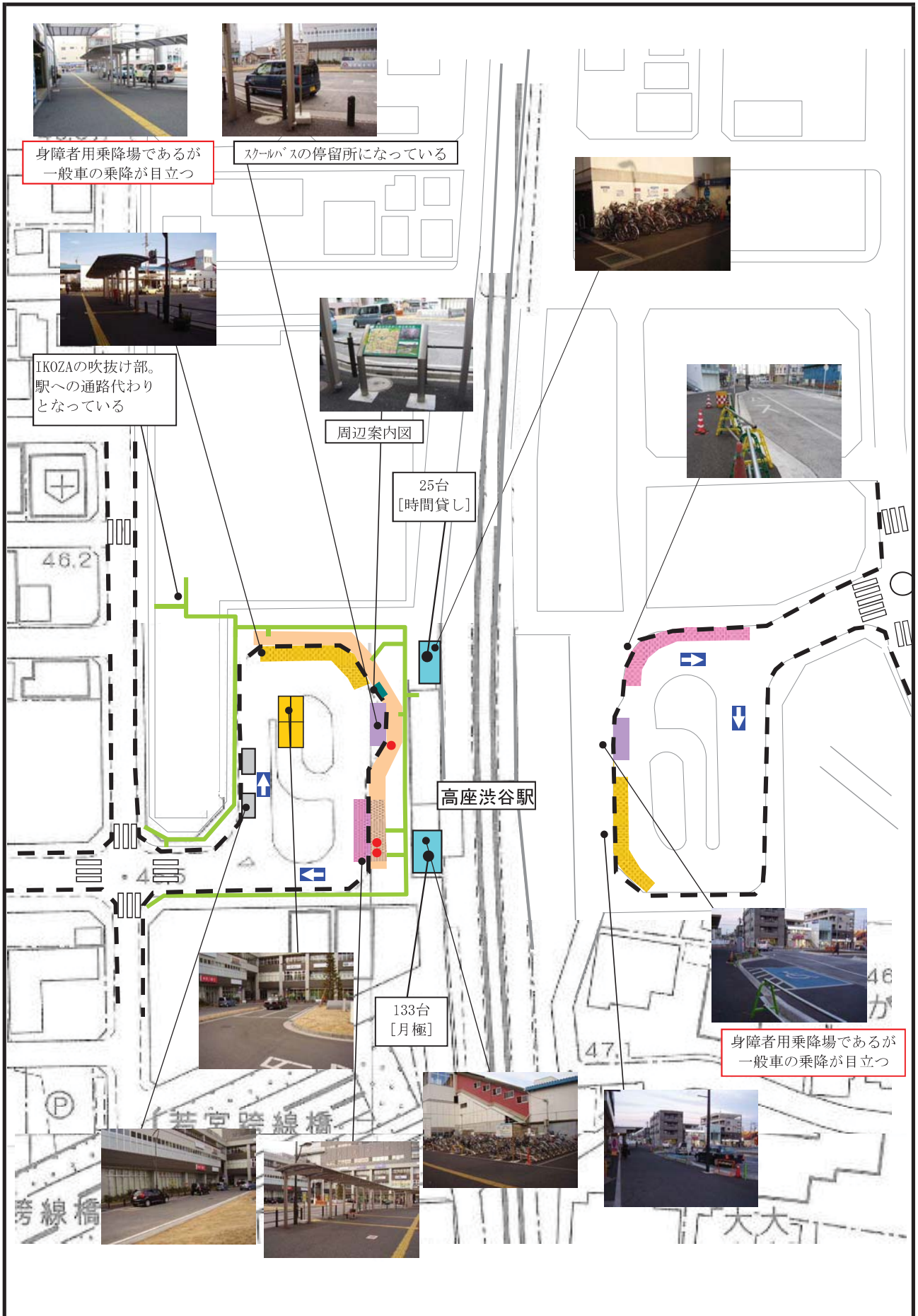
状況図



調査年月日：平成24年1月10日（火）

調査地点：No.8 高座渋谷駅

状況図



調査年月日：平成24年1月10日（火）

調査地点：No.8 高座渋谷駅

駅ロータリー状況図

◎大和市地域公共交通会議 規約

(目的)

第1条 大和市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、大和市地域総合交通戦略等（以下「交通戦略等」という。）の策定に関する協議及び調整を行うことを目的に設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号、大和市役所内に置く

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 交通戦略等の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当交通会議の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第4条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 大和市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (4) 福祉有償運送市内実施者
- (5) 地域乗合交通創出支援事業の協働事業者
- (6) 公募市民
- (7) 関東運輸局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者
- (10) 神奈川県警察
- (11) 学識経験者

2 前項各号（第6号及び第11号を除く。）に掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、交通会議に出席して、その意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

（委員の任期）

第5条 前条第1項第6号及び11号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第15条に規定する解散の場合については、解散の日までを任期とする。

（会長）

第6条 交通会議には、会長1人、副会長1人を置く。

2 会長は、第4条第1項11号に掲げる委員とし、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を総理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第7条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決は全会一致を原則とする。ただし、これが困難な場合においては、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の3分の2以上の者の同意をもって決することとする。

4 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提供させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

（協議結果の尊重義務）

第8条 交通会議で協議が整った事項については、交通会議の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第9条 交通会議には、必要に応じ幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、関係する一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、大和市街づくり計画部、その他必要と認められる者をもって構成する。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、大和市の地域公共交通所管課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。(経費)

第11条 交通会議の経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第12条 交通会議の出納を監査するため、交通会議に監査委員を1人置く。

2 監査委員は、委員の所属組織のうちから交通会議で協議して定める。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第14条 交通会議は、第4条第1項第11号に掲げる委員に対して報酬を支給することができる。

2 前項の報酬については、会長が別に定める。

(交通会議が解散の場合)

第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の支出は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附則

この規約は、平成23年5月24日から施行する。

◎計画策定に至る取り組み状況(平成 23～24 年度)

1. 「地域公共交通会議」

回数	開催年月日	内 容 等
第1回	平成 23 年 5 月 24 日 (火)	大和市地域総合交通戦略について 大和市地域公共交通会議について
第2回	平成 24 年 1 月 26 日 (木)	検討経過と各種調査の報告
第3回	平成 24 年 3 月 21 日 (水)	基本方針(案)及び基本目標等について
第4回	平成 24 年 5 月 25 日 (金)	コミュニティバス新ルート計画について 展開施策の検討状況について
第5回	平成 24 年 10 月 30 日 (火)	大和市総合交通施策(骨子案)について 計画素案について
第6回	平成 25 年 3 月 19 日 (火)	コミュニティバス新ルート開設計画(案)について 大和市総合交通施策について

2. 「地域公共交通会議幹事会」

回数	開催年月日	内 容 等
第1回	平成 24 年 1 月 18 日 (水)	検討経過と各種調査の報告
第2回	平成 24 年 4 月 11 日 (水)	公共交通不便地域の定義について 平成 24 年度の取り組みについて
第3回	平成 24 年 10 月 12 日 (金)	大和市総合交通施策(骨子案)について 計画素案について コミュニティバス新ルート開設計画(案)について

3. 「庁内検討会」

回数	開催年月日	内 容 等
第1回	平成 23 年 7 月 20 日 (水)	総合的な交通施策策定の目的や進め方について
第2回	平成 23 年 9 月 26 日 (月)	現状の課題、課題解決に向けて
第3回	平成 24 年 1 月 24 日 (火)	検討経過と各種調査の報告
第4回	平成 24 年 2 月 1 日 (水)	第2回大和市地域公共交通会議の報告
第5回	平成 24 年 3 月 28 日 (水)	第3回大和市地域公共交通会議の報告等

4. 「庁内ワーキング」

回数	開催年月日	内 容 等
第1回	平成 23 年 7 月 27 日 (水)	総合的な交通施策策定の目的や進め方について
第2回	平成 23 年 8 月 31 日 (水)	現状と課題(各施策の成果を上げるため)
第3回	平成 23 年 10 月 13 日 (木)	各課における現状と課題(市民の視点から)
第4回	平成 23 年 12 月 20 日 (火)	大和市の現状と課題 等

5. 「グループインタビュー」・「アンケート調査」等

実施年月日	内 容 等
平成 23 年 11 月 12 日 (土)	○アンケート調査【回答数：60名】 会 場：「健康都市やまとフェア2011」
平成 23 年 11 月 14 日 (月)～ 平成 23 年 12 月 5 日 (月)	○グループインタビュー・アンケート調査(全5回 103名)
平成 23 年 12 月中旬～ 平成 24 年 1 月中旬	○やまと e モニター 1, 350 名 ○市民アンケート調査 2, 000 名
平成 24 年 1 月中旬～ 平成 24 年 2 月上旬	○交通結節点機能現況調査 対 象：市内鉄道駅(8 駅)及び各駅周辺 300m 圏内

◎大和市地域公共交通会議 委員名簿

	所 属	委員
会 長	横浜国立大学大学院 教授	中村 文彦
副会長	大和市街づくり計画部長	金守 孝次 (第1回～第3回) 海老沢義行 (第4回～第6回)
監査委員	神奈川県県土整備局厚木土木事務所 東部センター 道路維持課長	大島 伸生 (第1回) 竹内 淳 (第2回～第6回)
委 員	神奈川中央交通株式会社 運輸計画部長	三木 健明
委 員	相鉄バス株式会社 運輸部 営業計画課長	寒河江岳人 (第1回) 中曽根義政 (第2回～第4回)
委 員	相鉄バス株式会社 常務取締役 運輸部長	吉田 修 (第5回～第6回)
委 員	社団法人神奈川県タクシー協会相模支部大和地区 タクシー協議会(神奈川都市交通(株)大和営業所長)	今井 洋祐 (第1回～第4回) 伊澤 好春 (第5回～第6回)
委 員	NPO 法人ワーカーズコレクティブ ケアびーくる 理事(福祉有償運送市内実施法人)	林 洋
委 員	地域と市との協働「のりあい」 会長 (地域乗合交通創出支援事業の協働事業者)	滝沢 誠
委 員	公募市民	石間 勇
委 員	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 輸送担当 首席運輸企画専門官	遠藤 恭弘 (第1回～第3回) 小堤 健司 (第4回～第6回)
委 員	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 相模鉄道労働組合 組織部長	太田 和利
委 員	大和市都市施設部長	池田 博行
委 員	神奈川県警察本部大和警察署 交通第一課長	大石 貴宏 (第1回～第2回) 秋山美也子 (第3回～第5回) 鈴木 秀美 (第6回)

(会長、副会長、監査委員を除き大和市地域公共交通会議規約第4条順、敬称略)

大和市総合交通施策『移動が楽しいまち・やまと』
やまとが、もっと便利になります

発行日／平成25年（2013年）3月

編集発行／大和市街づくり計画部街づくり総務課

大和市下鶴間一丁目1番1号

電話：046-263-1111

ホームページ／<http://www.city.yamato.lg.jp>



大和市 Yamato City



大和市イベントキャラクターヤマトン